

# 健康保険証廃止に伴う安全確認書類について

制度改正により、健康保険証が 2024 年 12 月に発行終了し、2025 年 12 月 1 日をもって現行の健康保険証は廃止され、確認書類の切り替えが必要となります。

これに伴い、今後作業員の健康保険証のコピーは無効となりますので、

- ① 「主任技術者の雇用関係確認書類」
- ② 「作業員名簿の健康保険等加入関係確認書類」

上記①②について以下の確認書類の提出対応をお願いします。

## 【①主任技術者の雇用関係確認書類】

(直接的・恒常的な雇用関係があり、事業所名が記載されたもの)

- 1) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 2) 監理技術者資格者証（会社名記載）
- 3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- 4) 建設業許可証（会社名・主任技術者が記載されている者）【主任技術者が事業主の場合】

※上記書類のうちいずれか 1 点の写しを提出してください。

## 【②作業員名簿の健康保険等加入関係確認書類】

- 1) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 2) 保険者発行「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証所持）
- 3) マイナポータル取得「医療保険の資格情報」（マイナ保険証所持）
- 4) 保険者発行「資格確認書」（マイナ保険証未所持）

※上記書類のうちいずれか 1 点の写しを提出してください。

## 【注意事項】

○健康保険証・マイナ保険証コピーを提出された場合は再提出となります。

○個人情報（保険者番号・記号・番号・QR コードなど）は必ずマスキング（黒塗り）をお願いします。

## 【適用開始】

○2025 年 12 月 1 日以降適用します。

## 【問い合わせ先】

中村建設株式会社 工務管理課

TEL: 0866-22-1777